

## 平成28年度 大学間交流協定に基づく交換留学派遣学生募集要項（追加募集）

### 1. 目的

大学間交流協定を締結している海外の大学等に本学の代表として学生を派遣することにより、国際交流の推進を図るとともに、国際的な視野を持ち、将来、国内外で活躍する人材の育成を目的とします。

### 2. 留学期間

平成28年7月～29年11月までの通年または半期（前半期、後半期）（※1）  
（派遣大学の学年歴に従うものとします）。

また、原則として1つの大学への留学が望ましいものの、2つの大学への留学も可とし、いずれの場合も平成29年11月末までに帰国するものとします。

2つの大学を希望する場合は、以下の点に留意してください：

- ・2つの留学テーマに一貫性があること
- ・2つの大学のうち、一方のみ合格となる場合もあること
- ・留学期間の組み合わせが可能であるか、申請前にグローバル教育センター（学生センター棟3階／info-ipo@cc.ocha.ac.jp）へ確認すること

（※1）【前半期】（秋学期）開始：平成28年7月～10月、終了：平成29年1月～2月

【後半期】（春学期）開始：平成29年1月～3月、終了：平成29年5月～7月

### 3. 派遣先大学及び派遣人員

派遣先一覧参照 ※12月中旬以降に公開予定

### 4. 申請資格

申請時から留学終了までの期間、本学に在籍している者。

ただし、非正規学生及び外国人留学生のうち、交換留学生、国費留学生は申請できません。

また、留学期間中は、休学することは認められません。

### 5. 申請書類

- ① 申請書（別紙様式Ⅰ）
- ② 志望校一覧（別紙様式Ⅱ）
- ③ 留学計画書（別紙様式Ⅲ）
- ④ 指導教員の推薦書（別紙様式Ⅳ） ※1年生は学科担任、2年生は指導教員（予定）でも可。
- ⑤ 誓約書（別紙様式Ⅴ） ※提出は1枚目のみ。
- ⑥ 学部以上の全課程にかかる成績証明書
- ⑦ 語学試験結果の写し ※語学基準ありの大学を希望する者のみ。有効なスコアの提出が必要。
- ⑧ 健康診断書 ※申請時より遡って6か月以内に受診したもののみ有効。

### 6. 申請手続

#### （1）申請書類

様式①～⑤を本学ホームページからダウンロードし、記入してください。なお、①～③については、フォントを「MS明朝」、大きさを10.5ポイント、数字は半角で入力してください。様式の改変及びページの増減はできませんので、所定の枠内に収めてください。

(2) 提出方法

メール及び持参。

<メール>

エクセルの申請書データ (①～③) をメールに添付し、交換留学用アドレス ([haken@cc.ocha.ac.jp](mailto:haken@cc.ocha.ac.jp)) へ送信してください。なお、①～③のファイル名及びメール件名は「申請書 (氏名)」としてください。

<持参>

①は両面、②は片面、③は両面で印刷をし、④～⑧とともに国際課 (学生センター棟3階) へ持参してください。

■申請書類提出期限：平成28年1月29日 (金) 17:00 必着

※記入漏れがないよう、十分に確認の上、提出してください。また、申請書類はいかなる場合も返却しませんので、必ず写しをご自身で保管してください。

※第2希望以下は、実際に派遣を希望する場合のみ記入するようにしてください。

7. 選考

(1) 選考フロー

第1次選考—書類選考

第2次選考—面接選考 (※外国語口頭試験含む) : 平成28年2月上旬～中旬予定

…実施日時等は、国際課よりメールにて連絡します。

第3次選考—語学力書類判定

…所定の語学基準がある大学を希望する申請者を対象に、提出された語学試験の結果に基づき、判定します。

推薦候補者選考結果：平成28年2月下旬

意思確認書提出：平成28年3月上旬

…国際課に意思確認書を提出することで、最終的な推薦候補者となります。

(2) 選考基準

- ① 学業成績：学部以上の本学在籍時の general GPA により評価する。
- ② 英語及び外国語能力
  - ・派遣先大学にて講義、演習及び研究指導を受けるのに必要な語学力を有していること。
  - ・派遣先大学が要求する語学基準を満たしていること。 ※派遣先一覧参照
- ③ 留学の目的及び計画が明確であること。
- ④ 明確かつ具体的な理由により派遣先大学を選定していること。
- ⑤ 留学後の進路・就職に対する計画・意識が明瞭であること。
- ⑥ 国際交流活動への意欲や経験があること。
- ⑦ 本学の代表としての適性・資質が備わっていること。
- ⑧ 派遣国及び派遣先大学での学業及び生活に必要な適応性があること。

※希望の派遣先大学からの受入れの許可により、最終的な派遣が決定します。ただし、派遣開始までの間に学業成績が著しく低下した場合、素行が不良な場合には、採用を取り消す場合があります。

## 8. 奨学金

奨学金には給付型奨学金と貸与型奨学金の2種類があります。給付型は返済の必要がありませんが、貸与型は卒業後に返済する必要があります。なお、給付型奨学金は派遣者全員に支給されるとは限りません。また、ここに記載されているもの以外に民間による奨学金は多数あります。民間奨学金の情報及び相談は国際課までお問い合わせください。

### 【給付型】

第3次選考を通過した者に総合評価点を付した順位に基づき、奨学金受給候補者を決定します。

(1) 及び(2)は別途申請の必要はありません。辞退を希望する方のみ、国際課に申し出てください。

#### (1) 日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定派遣)

日本学生支援機構からの奨学金支給割当人数に応じて、本学から奨学金受給候補者を推薦します。ただし、日本学生支援機構の定める要項により、平成28年4月1日以前に渡航を開始する者、及び日本国籍を有さず日本への永住が許可されていない者は対象外とします。

■平成26年度実績：

32名採用—月額60,000～100,000円(派遣地域により異なる)

※他団体等から留学のための奨学金を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額の合計額がJASSO奨学金支給月額を超えなければ併給が可能です。

#### (2) お茶の水女子大学国際交流事業基金海外留学奨学金

第3次選考を通過した者に総合評価点を付した順位に基づき、予算の範囲内で、奨学金受給者を決定します。

■平成26年度実績：

3名採用—100,000円～300,000円(派遣期間、地域により異なる)

※平成28年6月1日の時点で他の海外留学に係る奨学金(貸与奨学金を除く)を受給している者、受給が確定している者及び上記(1)の奨学金候補者として推薦されている者は、金額に関わらず支給対象外ですので、受給の旨を国際課まで申し出てください。

#### (3) 海外留学特別奨学金

授業料相互免除の無いオックスフォード大学クイーンズコレッジ、ロンドン大学キングスカレッジ、カリフォルニア大学デービス校、カリフォルニア大学サンディエゴ校、カリフォルニア大学リバーサイド校に留学する場合、選考を通過した者に対し本学の授業料を上限に、現地で支払った授業料相当額が奨学金として支給されます。別途申請の必要があります。申し込み期限等の詳細は学生キャリア支援課(学生センター棟2階)までお問い合わせください。

■平成25年度実績：1名採用—535,800円

■平成26年度実績：無し(該当大学への派遣者がいなかったため)

#### (4) 公益財団法人佐藤陽国際奨学財団

当該財団の指定する地域(バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、東ティモール、ベトナム)への留学を希望する学生を、本学から推薦します。財団の行う書類選考及び面接により受給が決定します。

■平成26年度実績：

1名採用—支給額：月額80,000円、渡航費250,000円、交換留学一時金100,000円

(5) 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～

海外留学に対する奨学金支援制度で、日本学生支援機構より月額120,000円～200,000円、渡航費（上限200,000円）、授業料（上限300,000円）が給付される手厚い支援内容です。留学先での実践的活動が含まれていることが要件です。大学で取りまとめて申請を行います。

■平成26年度実績：第1期 5名、第2期 4名 採用

■平成27年度実績：第3期 8名 採用

【貸与型】

(6) 日本学生支援機構 第二種奨学金（短期留学）

日本学生支援機構が、有利子で月額30,000円～120,000円の奨学金を貸与しています。別途申請の必要があります。申し込み期限等の詳細は学生キャリア支援課（学生センター棟2階）までお問い合わせください。

9. その他

(1) 諸手続き

留学に係るビザ申請、航空券手配、出入国手続き及び保険加入手続きについては、留学者本人が行います。

(2) 学費

原則として、留学期間中は授業料を本学に納入し、留学先では検定料、入学料及び授業料が免除されます。ただし、オックスフォード大学クイーンズコレッジ、ロンドン大学キングスコレッジ、カリフォルニア大学デービス校、カリフォルニア大学サンディエゴ校、カリフォルニア大学リバーサイド校は免除されませんので、上記8.（3）の奨学金に申請してください。

(3) 派遣先大学で修得した単位の取扱い

原則として、派遣先大学で修得した単位は、本学学務課に申請することにより、本学の規程に基づいて認定を受けることができます。

(4) 住居

派遣先大学では、原則として、希望者は学生宿舎等に入居できます。

(5) 帰国後の義務

帰国報告書及び留学に関するアンケートを提出してください。また、帰国報告会にて留学体験について発表を行ってください。その他、留学希望者を対象にした情報提供及び広報への協力を大学よりお願いすることがあります。

(6) 留学に係る費用について

渡航費用、渡航手続きに係る必要経費、海外保険料、留学中の生活費、寮費等については、留学者の自己負担となります。また、大学の指定する危機管理支援サービスへの加入義務があり、自己負担となります。

(7) 国際学生宿舎“仮入寮制度”について

国際学生宿舎及びお茶大 SCC に入寮し、3ヶ月以上の留学のため退寮した日本人学部生

を対象に、留学終了後帰国した際の一時的な住居の確保を目的とした“仮入寮制度”があります。別途申請の必要があります。申し込み期限等の詳細は学生キャリア支援課までお問い合わせください。

10. 本件連絡先及び問い合わせ先

**【国際課】**

学生センター棟3階

Tel: 03-5978-5722

E-mail:[haken@cc.ocha.ac.jp](mailto:haken@cc.ocha.ac.jp)